

## 第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第83回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第28回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行うものとする。

### 1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町村の旅館等を利用する。  
なお、その地域の実情に応じ、公共施設等も利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 役割分担
  - ・国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
  - ・全スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 実施方法
  - ・選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮して配宿する。
  - ・役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
  - ・全スポ参加者については、障がい特性に配慮し、利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

### 3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全スポ参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、県が決定する。

### 4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスがよいものとする。さらに、郷土色豊かな食事提供に配慮し、食を通じた群馬らしいおもてなしに努める。

## 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第 83 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の次の業務を円滑に推進する。

### 1 配宿業務の実施

#### (1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は宿舎に関する調査を実施する。

#### (2) 宿泊予定者数の把握

[国スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県と会場地市町村が連携し、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

[全スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

#### (3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿舎に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[全スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

#### (4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、県と会場地市町村が連携し、会場地市町村内の旅館等の客室提供の促進及び公共

## 第 11 回常任委員会決定（R7.11.14）

施設等の転用のほか、近隣市町村の旅館等の利用など、必要な充足対策を行う。

[全スポ]

仮配宿計画において、会場地市内の旅館等のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、会場地市町村内の旅館等の客室提供の促進及び公共施設等の転用のほか、近隣市町村の旅館等の利用など、必要な充足対策を行う。

### (5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[全スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

## 2 宿泊本部の設置

宿泊に関する全体調整及び一連の配宿業務を効率的に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

また、広域配宿等を行う必要がある場合は、縣市合同による宿泊本部の設置を検討する。

## 3 宿泊料金の決定

[国スポ]

宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全スポ]

宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

## 4 宿舎における食事の提供

参加者への食事提供は、郷土色豊かな安全・安心で栄養素のバランスがよい食事に配慮し、食を通じた群馬らしいおもてなしに努める。また、食品衛生対策については、今後策定する方針に基づいて実施する。

## 5 宿泊環境の整備

参加者へのサービスの向上とおもてなしを実践するため、県、会場地市町村及び関係団体が連携し、宿舎に対して、接遇及び食事提供等に関する講習会等を実施する。

また、全スポについては、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備する等の対応を行う。

第 11 回常任委員会決定 (R7.11.14)

## **6 その他**

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

## 第83回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項

### 1 趣旨

この要項は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画に基づき、第83回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の宿舎の充足対策及びその実施に関する基本的事項を定める。

### 2 実施方法

県及び会場地市町村は、関係機関・団体等と相互に連絡・調整を図るとともに、各地域の実情を十分に考慮した上で、以下の方法により宿舎の充足対策を実施する。

### 3 実施項目

#### (1) 旅館等の客室提供の促進

県及び会場地市町村は、当該会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を最大限に確保するため、関係団体や個々の旅館等に対し、客室提供の促進について協力を依頼する。

また、学校及び民間団体等に対し、宿泊を伴うイベント等の開催時期について配慮を依頼する。

#### (2) 公共施設の転用

会場地市町村は、宿泊可能な公共施設等（以下「転用施設」という。）を参加者の宿舎として利用する場合は、以下により実施する。

##### ア 転用施設の選定基準

会場地市町村は、次の各号に掲げる要件を備えた施設を転用施設として選定する。

- (ア) 水道設備が完備されていること。ただし、水道設備がない場合は、水質検査等によって安全な飲料水が確保できること。
- (イ) 入浴設備を有するか、または近隣の公衆浴場等の入浴施設が利用できること。
- (ウ) 食事を提供できるか、または近隣の食堂やレストラン等が利用できること。
- (エ) 衛生上良好な環境が整備されていること。
- (オ) 火災予防上良好な環境が整備されていること。
- (カ) 原則として、増改築または修繕を要しないこと。
- (キ) その他、宿泊に著しい支障がないこと。

##### イ 転用施設における配宿上の留意点

会場地市町村は、次の事項に留意して配宿を行う。

- (ア) 配宿の対象は、原則として選手・監督とする。
- (イ) 都道府県別チーム単位で1軒、もしくは隣接する地域に配宿することとし、ミーティングの場の提供についても配慮する。

(3) 広域配宿

会場地市町村は、会場地市町村内の旅館等のみでは参加者の宿舎が不足し、近隣市町村の旅館等を宿舎として利用する場合（以下「広域配宿」という。）は、以下により実施する。

ア 関係機関との協議

広域配宿を希望する会場地市町村は、配宿の可否について、受入れ会場地市町村及び県と協議するものとし、県は、広域配宿を希望する会場地市町村と受入れ会場地市町村の調整を行い、広域配宿の円滑な実施を図る。

また、会場地市町村において県内の広域配宿を実施しても参加者の宿舎の確保が困難な場合は、県外広域配宿も考慮し、県と協議するものとする。

イ 業務分担及び経費負担

広域配宿の実施に伴う大会参加者の輸送業務等は、広域配宿を希望する会場地市町村が行い、これに要する経費を負担する。

ウ 広域配宿の留意点

配宿に当たっては、競技会場及び練習会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障がないように十分に配慮する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、大会参加者の宿舎の充足対策に関して必要な事項は、県と会場地市町村が協議して定める。